

伊勢崎市上下水道局開発配水管帰属等受入基準

(趣旨)

第1条 この基準は、水道事業の給水区域内において開発行為等を行う者（以下「事業者」という。）が開発行為等に伴い布設する配水管及び消火栓等（以下「開発配水管」という。）の帰属及び寄附（以下「帰属等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請等)

第2条 事業者は、開発配水管の工事を施工しようとするときは、あらかじめ、開発配水管帰属等申請書（様式第1号）を上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、開発配水管帰属等申請結果通知書（様式第2号）により事業者へ通知するものとする。

(布設場所)

第3条 開発配水管の布設場所は、次の各号のいずれかに該当する場所とする。

- (1) 市道及び国県道（区画整理事業区域内の道路を含む。）
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発許可を受け、これにより設置された道路
- (3) 付替えに伴い新設された道路
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定を受けた道路（道路位置指定道路）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特別に認めた場所

(事業者)

第4条 開発配水管の工事は、伊勢崎市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）であって、伊勢崎市入札参加資格者でなければ施工してはならない。

(施工基準)

第5条 開発配水管の工事は、次に掲げる条例、企業管理規程、基準等に定める事項を遵守して施工するものとする。

- (1) 伊勢崎市給水条例（平成17年伊勢崎市条例第194号）

(2) 伊勢崎市給水条例施行規程（平成１７年伊勢崎市企業管理規程第１０号）

(3) 水道工事標準仕様書（公益社団法人日本水道協会）

(4) 群馬県建設工事必携（最新版）

(5) 管理者が別に定める次に掲げるもの

ア 伊勢崎市上下水道局給水装置工事施工基準

イ 開発配水管布設工事の留意事項

（検査）

第６条 事業者は、開発配水管の工事が完了したときは、速やかに当該工事に係る工事写真、出来形管理表、水圧検査報告書、竣工図（台帳）その他管理者が必要と認めるものを提出して、管理者の検査を受けなければならない。この場合において、検査の結果、手直しを求められたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

（開発配水管の受入）

第７条 前条に規定する検査の結果、合格したときは、速やかに開発配水管引継書（様式第３号）を管理者に提出するものとし、受入後の管理については、配水管と同様の取扱いとする。

（^{かし}瑕疵担保）

第８条 管理者は、帰属後２年以内に開発配水管に^{かし}瑕疵があると認められたときは、事業者に対して、その^{かし}瑕疵の修繕及び補修を請求することができる。

（その他）

第９条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成１８年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成２４年１１月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成２６年７月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

指定給水装置工事事業者
住 所
氏 名
電 話

開 発 配 水 管 帰 属 等 申 請 書

開発配水管の帰属等について、関係書類を添えて申請します。

1	水道の使用場所（対象地番全てを記入）	伊勢崎市			
2	工事の名称	地内	工事		
3	開発目的 （○で囲む。）	1 宅地造成による土地分譲 2 宅地造成及び分譲住宅建築 3 その他（ ）			
4	開発行為等の概要	開発面積	m ²	区画数	区画
		配水管口径	mm	布設延長	m
		制水弁	基	消火栓	基
		空気弁	基	給水管口径	mm
5	開発行為等の工期	着工	年 月	完成	年 月
6	給水希望年月	年 月			
7	添付書類	[1] 位置図 [2] 開発計画平面図 [3] 開発配水管布設平面図 [4] 開発配水管布設詳細図 [5] 使用材料一覧表 [6] 給水工事設計書 [7] 道路位置指定通知書又は協議経過書 [8] 公図			

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

開発配水管帰属等申請結果通知書

申請者 住所
氏名 様

指定給水装置工事事業者

伊勢崎市長



年 月 日 付で申請のあった開発配水管の帰属等について、審査の結果、次の条件で受け入れます。

- 1 申請場所
- 2 工事の名称

開 発 配 水 管 引 継 書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

申請者 住所

氏名

伊勢崎市上下水道局開発配水管帰属等受入基準第7条の規定により、次の開発配水管を引き継ぎます。

1 工事の名称

2 配水管

管種口径 mm、 平面延長 m、 布設延長 m

3 弁栓類

制水弁 基、 消火栓 基、
空気弁 基

4 寄附予定道路に開発配水管を入れた場合の添付書類

- （1）登記事項証明書の写し（伊勢崎市に所有権移転済のもの）
- （2）公図の写し